市町村国保に大切なお知らせてが、大切なの皆様へです

あなたの届け出が医療費の適正化につながります。

第三者による行為で負傷して、 保険証を使って治療を受けたら 国保の担当窓口への届け出が 法令により義務付けられています。

行為って何?







その他

- ・工事現場からの 落下物でケガ
- 食中畫
- ・施設内でのケガなど



もしも交通事故や 他人の飼い犬に咬まれて ケガをしたら?

国民健康保険に加入している人が、交通 事故や他人の飼い犬に咬まれるなど、

自分以外の第三者による行為で負傷し、 ケガの治療に保険証を使った場合は、 国保の担当窓口への届け出が義務付け られている。ことをご存知ですか? 本来、 被害者に過失がなければ、医療費の全額は加害者が負担すべきものです(過失 の状況などによって負担割合は変わります)。 保険を使うことによって、国保(市町村) は一時的に治療費を立て替え払いしま すが、後日その分を加害者に請求する ことになります。

